

災害発生の“警戒レベル(避難情報)”及び“防災気象情報(警戒レベル相当の気象情報)”に応じた
「長泉町保育所等の臨時休園等対応基準」

1 対象

町内保育所・認定こども園（保育園部）・小規模保育事業所

2 臨時休園等対応基準

(1) “警戒レベル(避難情報)”に応じた基準 《発令地域指定》

警戒レベル	避難情報 ※地域指定	発令者等	開園前の発令		開園後の発令	
			対応	対象施設	対応	対象施設
5	緊急安全確保	町長	臨時休園	発令対象地域に位置する施設	(※1) 園児時引き渡し後 臨時休園	発令対象地域に位置する施設
4	避難指示					
3	高齢者等避難					
2	レベル2注意報等 (大雨・氾濫等)	気象庁	開園	全園	開園	全園
1	早期注意情報					

(※1) 今後の気象状況、園の被害状況、園の立地場所、周辺の道路状況等、各園の個別事情により、園児にとって安全な方法による降園の措置をとる。

ただし、園周辺の状況等によっては、園内の最も安全な場所で待機し、又は、避難場所に移動し、安全な状況を確認してから、保護者への引き渡しを行う。

【注1】 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定する場合がある。

【注2】 上記基準等により臨時休園とした場合においても、保護者が災害発生の状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療機関関係者等であって、かつ、保育所等での保育の提供が必要な場合は、各施設長の判断により、児童を受入れることができる。

(2) “防災気象情報（警戒レベル相当の気象情報）”に応じた基準 《発表市町村指定》

※警戒レベル（避難情報）が発令されない場合（発令対象地域に位置しない施設の場合）

警戒レベル	防災気象情報 (警戒レベル相当の気象情報) ※市町村指定	開園前の発表		開園後の発表	
		対応	対象施設	対応	対象施設
5	<input type="checkbox"/> レベル5 特別警報 (大雨・氾濫・土砂災害 等) <input type="checkbox"/> 暴風特別警報 等 ※キキクル「災害切迫」(黒)	臨時休園	全園	(※2) 園児時引き渡し後 臨時休園	全園
4	<input type="checkbox"/> レベル4 危険警報 (大雨・氾濫・土砂災害 等) ※キキクル「危険」(紫)	原則 開園 *登園自粛の要請をする場合あり	全園	原則 開園 *早急な迎への要請をする場合あり	全園
3	<input type="checkbox"/> レベル3 警報 (大雨・氾濫・土砂災害 等) <input type="checkbox"/> 暴風警報 等 ※キキクル「警戒」(赤)	*園の状況に応じて臨時休園等の措置をとる場合あり (※3)	*必要に応じて各園個別対応 (※4)	*園の状況に応じて臨時休園等の措置をとる場合あり (※3)	*必要に応じて各園個別対応 (※4)
2	<input type="checkbox"/> レベル2 警報 (大雨・氾濫・土砂災害 等) <input type="checkbox"/> 強風注意報 等 ※キキクル「注意」(黄)	開園	全園	開園	全園
1					

(※2) 今後の気象状況、園の被害状況、園の立地場所、周辺の道路状況等、各園の個別事情により、園児にとって安全な方法による降園の措置をとる。
ただし、園周辺の状況等によっては、園内の最も安全な場所で待機し、又は、避難場所へ移動し、安全な状況を確認してから、保護者への引き渡しを行う。

(※3) 園の状況に応じて臨時休園等の措置をとる場合
 ① 児童・保育者等の安全確保が求められる場合
 ② 保護者による送迎が困難となる可能性がある場合
 ③ 施設に停電等を含む被害があり安全な保育の実施が困難な場合
 ④ 保育士配置基準を満たす保育士の配置が困難な場合 等

(※4) 特に国・県が定める“浸水想定区域内”に位置する施設は、「警戒レベル4相当」の気象情報が発令された場合は、状況に応じて臨時休園等の対応を行う。

【注3】上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定する場合がある。

【注4】上記基準等により臨時休園とした場合においても、保護者が災害発生の状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療機関関係者等であって、かつ、保育所等での保育の提供が必要な場合は、各施設長の判断により、児童を受入れることができる。

(3) 臨時休園等対応基準における注意事項

- 「(1) “警戒レベル（避難情報）”に応じた基準」による対応と、「(2) “防災気象情報（警戒レベル相当の気象情報）”に応じた基準」による対応が、“開園”と“臨時休園”で異なる場合は、“臨時休園”を優先させる。
- 町立学校・幼稚園・こども園（幼稚園部）の取扱いにある休校等対応の判断のタイミング（登校前〇〇時〇〇分時点など）は、保育所等の臨時休園等対応基準においては設定しない。
※保育所等については、登降園時間が児童により異なるため。